

○いすみ市家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成17年12月5日告示第55号

改正

平成19年3月30日告示第59号
平成20年3月10日告示第26号
平成21年3月26日告示第49号
平成24年5月29日告示第124号
平成25年3月28日告示第19号
平成25年5月1日告示第59号
平成27年3月17日告示第24号
平成28年3月28日告示第34号
平成30年3月30日告示第66号

いすみ市家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、予算の範囲内において家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業に要する経費の一部について、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号）及びこの告示に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 家庭用小型合併処理浄化槽 専用住宅で使用する処理対象人員が10人以下の浄化槽であつて、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するものであり、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局浄化槽対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。）に適合する機能を有するものをいう。
- (3) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

- (4) 専用住宅 自ら住居の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を自ら住居の用に供する建物をいう。
- (5) 汲み取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にこれを汲み取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的な汲み取りをする方式の便槽を含む。）をいう。
- (6) 転換 専用住宅を新築し、又は建て替えることなく単独処理浄化槽を撤去し、家庭用小型合併処理浄化槽を設置すること（以下「単独転換」という。）又は汲み取り便槽を廃止し、家庭用小型合併処理浄化槽を設置すること（以下「汲み取り転換」という。）をいう。
- (7) 増築等 専用住宅を増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え（水回りのリフォームを除く。）をすることをいう。

（補助対象者）

第3条 この告示により補助を受けることができる者は、市内に居住し、又は居住しようとする者で、別表第1に掲げる補助対象地域において、転換を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助の対象としない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けずに、家庭用小型合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 市税を滞納している者及び当該者と同一の世帯に属する者に市税の滞納のある者（合併前の旧夷隅町、旧大原町又は旧岬町で町税を滞納している者を含む。）

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金は、予算の範囲内で交付する。

2 補助対象経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事に要する経費（以下「設置費」という。）
- (2) 転換に伴う設備の撤去等に必要な経費のうち、次に掲げるもの（以下「撤去費」という。）

ア 単独転換を行う場合は、単独処理浄化槽の撤去、汚泥の処理、消毒、清掃、運搬、中間処理、最終処理その他の単独転換に伴う設備の撤去等に要する経費

イ 汲み取り転換を行う場合は、汲み取り便槽の撤去、汲み取り、消毒、清掃、水洗用便器その他の汲み取り転換に伴う設備の撤去等に要する経費

(3) 生活排水を浄化槽に流入させるための管の設置又は浄化槽で処理した水を公共用水域に放流させるための管の設置に必要な工事（以下「配管工事」という。）に要する経費（以下「配管費」という。）

3 補助金の額は、次に掲げる額とする。

(1) 単独転換を行う者に対する補助金の額は、設置費及び撤去費の合計額とし、別表第2の第1欄に掲げる区分ごとに、同表の第2欄に定める額を限度とする。

(2) 汲み取り転換を行う者に対する補助金の額は、設置費及び撤去費の合計額とし、別表第3の第1欄に掲げる区分ごとに、同表の第2欄に定める額を限度とする。

4 前項の規定にかかわらず、配管工事を行う必要がある者に対する補助金の額は、同項の規定により算出した補助金の額に配管費（その額が20万円を超える場合は、20万円）を加えて得た額とする。ただし、増築等を伴う場合を除く。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 設置場所の案内図、平面図及び排水系統図

(2) 浄化槽設置届出書の写し（浄化槽法第5条第2項の規定による審査期間を経過した受付印のあるもの）又は建築確認済証の写し

(3) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書

(4) 工事費見積書の写し（設置費、撤去費及び配管費分）

(5) 合併処理浄化槽概要書の写し及び合併処理浄化槽の構造図（型式適合認定書別添仕様書及び図面）

(6) 工事請負契約書（様式第2号の写し）

(7) 当該浄化槽が国庫補助指針に適合していることを示す書類（登録証の写し及び管理票（C票））

(8) 現場監督者の設備士免状の写し

(9) 確約書（申請時、浄化槽設置場所に住民登録がない場合）

(10) 申請をしようとする日の属する年度の前年度において、申請者及び申請者と同一

の世帯に属する者に市税の滞納のないことを証する書類

- (11) 転換事業計画書（現況写真及び平面図を添付）（様式第3号）
 - (12) 委任状（申請者が窓口で提出できない場合又は共有名義の場合）
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、交付の決定をしたときは補助金交付決定通知書（様式第4号）により、不交付の決定をしたときは補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（変更等の承認）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業等の内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了が困難な場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、完了予定期日前までに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（工事完了届兼完成検査願及び実績報告書）

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1箇月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、工事完了届兼完成検査願（様式第7号）及び実績報告書（様式第8号）に次の書類を添付して市長に提出し、市職員の検査を受けなければならない。

- (1) 浄化槽法第7条に規定する検査の申込みを証する書類（検査手数料の納付書の写し）
- (2) 浄化槽機能保証制度に基づいて登録されたものであることを証する保証登録証
- (3) 浄化槽法第10条の規定を遵守する誓約書（様式第9号）
- (4) 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあっては、受託者が浄化槽の保守点検及び清掃並びに浄化槽法第11条に規定する検査の受検手続等を一括して代行することを約定した契約書の写し
- (5) 浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合にあっては、浄化槽法第11条に規定する検査の受検を契約したことを証する書面
- (6) 工事写真

- (7) 工事完成平面図
- (8) 工事請求書又は領収書の写し（設置費、撤去費及び配管費分）
- (9) 浄化槽施工結果報告書（様式第10号）及びチェックリスト
- (10) 転換結果報告書（様式第11号）
- (11) 単独転換は産業廃棄物管理票（マニフェスト（E票））の写し、汲み取り転換は産業廃棄物を処分した場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト（E票））の写し
- (12) 補助対象者及び補助対象者と同一の世帯に属する者の住民票の写し（実績報告書の提出日前3箇月以内に発行されたものに限る。）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（完成検査済証）

第9条 市長は、前条の検査の結果、当該工事がこの告示の規定に適合すると認めたときは、完成検査済証（様式第12号）を交付するものとする。

（補助金の額の確定等）

第10条 市長は、第8条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第13号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 前条の規定により確定通知を受けた者は、補助金交付請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 設置完了後1年以内に当該浄化槽の使用を開始しないとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるもの

とする。

(現場の確認)

第14条 市長は、補助事業を適正に執行するため、家庭用小型合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認することができる。(家庭用小型合併処理浄化槽設置時の中間検査及び完了検査のほか、市長が必要と認める場合)

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年12月5日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の夷隅町家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成2年夷隅町要綱第1号)、大原町家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成元年大原町告示第14号)又は岬町家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成2年岬町制定)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年告示第59号)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前のいすみ市家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、なお従前の例による。

附 則(平成20年告示第26号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第49号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年告示第124号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月28日告示第19号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月1日告示第59号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月17日告示第24号）

（施行期日）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日告示第34号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第66号）

（施行期日）

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に改正前のいすみ市家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき作成された様式は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第3条関係）

補助対象地域

次に該当する地域であること。（ただし、大原台地区は除く）

- ・自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園等すぐれた自然環境を有する地域。

別表第2（第4条関係）

1 人槽区分	2 限度額（円）
5人槽	512,000
6人～7人槽	594,000
8人～10人槽	728,000

別表第3（第4条関係）

1 人槽区分	2 限度額（円）
5人槽	432,000
6人～7人槽	514,000
8人～10人槽	648,000

様式第1号(第5条関係)

様式第1号(第5条関係)

補助金交付申請書

年 月 日

いすみ市長 様

申請者 住所
氏名 (印)
電話 ()

年度において、家庭用小型合併処理浄化槽を設置したいので、いすみ市家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 設置場所
- 2 交付申請額 円
- 3 住宅等所有者 1 本人 2 共有(人) 3 その他()
- 4 工事着工予定 年 月 日
- 5 工事完了予定 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 設置場所の案内図、平面図及び排水系統図
 - (2) 浄化槽設置届出書の写し(浄化槽法第5条第2項の規定による審査期間を経過した受付印のあるもの)又は建築確認済証の写し
 - (3) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
 - (4) 工事費見積書の写し(設置費、撤去費及び配管費分)
 - (5) 合併処理浄化槽概要書の写し及び合併処理浄化槽の構造図(型式適合認定書別添仕様書及び図面)
 - (6) 工事請負契約書(様式第2号)の写し
 - (7) 当該浄化槽が国庫補助指針に適合していることを示す書類(登録証の写し及び管理票(C票))
 - (8) 現場監督者の設備士免状の写し
 - (9) 確約書(申請時、浄化槽設置場所に住民登録がない場合)
 - (10) 申請をしようとする日の属する年度の前年度において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者に市税の滞納のないことを証する書類
 - (11) 転換事業計画書(現況写真及び平面図を添付)(様式第3号)
 - (12) 委任状(申請者が窓口提出できない場合又は共有名義の場合)
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

様式第2号(第5条関係)

工 事 請 負 契 約 書

第1条 発注者.....(以下「甲」という。)及び浄化槽工事業者.....
(以下「乙」という。)は、いすみ市家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金の
交付を受けて甲が行う合併処理浄化槽の設置工事に関し、対等な立場でこの契約を締
結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

工事の場所

工事の期間 年 月 日 ～ 年 月 日

設置する浄化槽

浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第1項の規定による構造基準に適合し、かつ、生
物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上・放流水のBODが20mg/l(日
間平均値)以下の機能を有する別添の図面及び仕様書に係る合併処理浄化槽

工事の請負代金及び支払方法

金額 円

支払方法 1 現金 2 その他()

第3条 乙は、この契約と別添の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成し
て契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引渡しと引換えにその請負代金全額
の支払を完了する。

第4条 乙は、この契約に係る工事を、浄化槽法第29条第3項に従い浄化槽設備士.....
.....に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監
督しなければならない。

第5条 甲及び乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させ
てはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

第6条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任

し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第7条 乙は、浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準に従って工事を行わなければならない。

第8条 甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 本条による変更、延期、又は中止による損害は、乙の責めに帰すべき場合を除き、甲が負担する。

第9条 乙は、乙の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

第10条 工事の完成引渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第11条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲がその責めを負うものとする。

第12条 乙は、いすみ市が定めるいすみ市家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を甲に提出しなければならない。

第13条 甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

2 甲は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。

3 前項に定める請求は、浄化槽工事についての改善の指摘が甲の責めに帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第14条 瑕疵の修補又は損害賠償の請求権の行使は、引渡し後5年以内に行わなければならない。

第15条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲又は乙は、催告その他何等の手続を要せずこの契約を解除することができる。

(1) 浄化槽の設置等の届出その他の必要な手続が受理されず又は認められないとき。

(2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2 前項によりこの契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第16条 甲は、乙が工事を完成するまでは乙の損害を賠償してこの契約を解除することができる。

2 甲は乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手段を要せずこの契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第17条 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は催告その他何等の手続を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 第8条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責めに帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。

(2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払い能力を欠くことが明らかになったとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

2 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

第18条 乙の責めに帰すべき事由により、標記引渡期日(工期が変更された場合は、変更後の後期に基づいて定められる引渡期日)までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は遅滞日数1日につき請負代金総額の 分の1の違約金を請求することができる。

2 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、甲は、当該金員につき、支払期日の翌日から支払完了の日まで日歩 錢の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第19条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めることとする。

以上契約の証しとして、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

甲 注文者 住所
氏名 (印)

乙 請負者 住所
氏名 (印)
(浄化槽工事業登録番号：)
又は届出番号：)

様式第3号（第5条関係）

様式第3号(第5条関係)

転換事業計画書

1 申請者	住所	
	氏名	
	電話番号	
2 現況 （既設の単独処理浄化槽） （既設の汲み取り便槽）	設置場所	
	製造業者	
	型式	
	人槽	
	処理方式	
	処理能力	
3 転換事業計画 （既設の単独処理浄化槽の処分方法） （既設の汲み取り便槽の処分方法）	備考	
	※ 最終処分までの工程を記入のこと	
4 添付書類	現況平面図・写真	

注 実績報告時に、マニフェストE票の写しを添付すること。

様式第4号(第6条関係)

様式第4号(第6条関係)

指令第 号
年 月 日

様

いすみ市長



補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったいすみ市家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、交付することに決定したので、いすみ市家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 交付決定額

円

2 交付条件等

- (1) 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。ただし、上記の期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けるものとする。
- (2) 承認事項
補助対象者は、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。
イ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
- (3) 事故報告等
ア 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了が困難な場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由を市長に報告してその指示を受けなければならない。
イ 補助対象者は、アの報告に基づき、市長が必要な指示を与えたときには、直ちにその指示に従わなければならない。
- (4) 状況報告
補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、市長の要求があったときには、直ちに市長に報告しなければならない。
- (5) 工事完了届兼完成検査願及び実績報告書
補助対象者は、補助金に係る事業完了後1箇月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、工事完了届兼完成検査願及び実績報告書を市長に提出し市職員の検査を受けなければならない。
- (6) 補助金の確定等
市長は、(5)の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し通知するものとする。
- (7) 補助金の交付等
補助金は、(6)の規定による補助金の額の確定後、速やかにその全額を交付する。

様式第5号（第6条関係）

様式第5号(第6条関係)

指令第 号
年 月 日

様

いすみ市長



補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により不交付と決定したので、いすみ市家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

不交付とする理由

様式第6号（第7条関係）

様式第6号(第7条関係)

補助事業等変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

いすみ市長 様

申請者 住所
氏名 (印)
電話 ()

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定された家庭用小型
合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更(中止・廃止)
したいので、承認くださるよう申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業変更(中止・廃止)内容
- 3 補助事業変更(中止・廃止)理由

様式第7号（第8条関係）

様式第7号(第8条関係)

工事完了届兼完成検査願

年 月 日

いすみ市長

様

申請者 住所

氏名

電話

()



年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定された補助金に係る家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業が完了したので届出します。

記

1 設置場所

2 工事完了年月日

年 月 日

3 完成検査希望年月日

年 月 日

様式第8号（第8条関係）

様式第8号（第8条関係）

実績報告書

年 月 日

いすみ市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
電話 ()

年 月 日付け 指令第 号をもって交付決定された補助金に係る家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業については完了したので、いすみ市家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 浄化槽法第7条に規定する検査の申込みを証する書類（検査手数料の納付書の写し）
 - (2) 浄化槽機能保証制度に基づいて登録されたものであることを証する保証登録証
 - (3) 浄化槽法第10条の規定を遵守する誓約書（様式第9号）
 - (4) 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあっては、受託者が浄化槽の保守点検及び清掃並びに浄化槽法第11条に規定する検査の受検手続等を一括して代行することを約定した契約書の写し
 - (5) 浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合にあっては、浄化槽法第11条に規定する検査の受検を契約したことを証する書面
 - (6) 工事写真
 - (7) 工事完成平面図
 - (8) 工事費請求書又は領収書の写し（設置費、撤去費及び配管費分）
 - (9) 浄化槽施工結果報告書（様式第10号）及びチェックリスト
 - (10) 転換結果報告書（様式第11号）
 - (11) 単独転換は産業廃棄物管理票（マニフェスト（E票））の写し、汲み取り転換は産業廃棄物を処分した場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト（E票））の写し
 - (12) 補助対象者及び補助対象者と同一の世帯に属する者の住民票の写し（実績報告書の提出日前3箇月以内に発行されたものに限る。）
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第9号（第8条関係）

様式第9号（第8条関係）

浄化槽法第10条の規定を遵守する誓約書

年 月 日

いすみ市長

様

住 所

氏 名

私は、貴市から補助を受けた合併処理浄化槽について、浄化槽法を遵守し、下記の事項を適正に実施することを誓約します。

記

- 1 浄化槽法第10条に規定する保守点検の実施
- 2 浄化槽法第10条に規定する清掃の実施

※ 本人の直筆とすること。

様式第10号（第8条関係）

様式第10号(第8条関係)

浄化槽施工結果報告書

設置者の住所

設置者の氏名

設置場所

施設の名称

建築物の用途 処理対象人員（人槽） 人（ 人）

浄化槽協会登録番号（単・合）第 号

浄化槽製造業者名

チェックリスト(別表)のとおり適正に施工し、確認したことを報告します。

年 月 日

浄化槽工事業者	住 所	
	事業所名	
	代表者名	㊟
登録番号		
	登録・届 知事（ ー ）第 号	
担当浄化槽設備士	氏 名	㊟
	交付番号	第 号

(別表) チェックリスト

検 査 項 目	チェックのポイント	チェック欄
1 流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工場廃水等が流入していないか。	
4 升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。	
5 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形又は破損のおそれ	管の露出等により変形又は破損のおそれはないか。	
6 かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検又は清掃を行いにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検又は清掃の支障となるものが置かれていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか。	
8 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10 接触材等の変形、破損及び固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11 ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	
12 消毒設備の変形、破損及び固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	

	薬剤筒は傾いていないか。	
13 ポンプ設備(流入ポンプ及び放流ポンプ)の設置及び稼動状況	ポンプますに変形や破損はないか。	
	ポンプますに漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取りはずしが可能か。	
	ポンプの位置や配管が、レベルスイッチの稼動を妨げるおそれはないか。	
14 ブロワーの設置及び稼動状況	防振対策がなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	
<p>保守点検業者名</p> <p>登録・番号</p>		

様式第11号（第8条関係）

様式第11号(第8条関係)

転換結果報告書

設置者の 住 所

氏 名

(1) 転換作業工程

(2) 転換結果

(3) マニフェストE票の写しを添付

チェックリスト(別表)のとおり適正に施工し、確認したことを報告します。

年 月 日

浄化槽工事業者	住 所	
	事業所名	
	代表者名	㊟
登録番号		
	登録・届 知事(ー)第	号
担当浄化槽設備士	氏 名	㊟
	交付番号	第 号

様式第12号（第9条関係）

様式第12号(第9条関係)

完 成 検 査 済 証

第 号
年 月 日

様

いすみ市長



下記に係る工事について、いすみ市家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第8条の規定により検査をした結果、合格であることを証明する。

記

設 置 場 所			
交 付 決 定 番 号	指 令 第 号		
種 類	製 造 業 者 名		
	名 称 (型 式)		
	型 式 認 定 番 号		人 槽
施 工 業 者	住 所		
	氏 名		
工 事 完 了 年 月 日	年	月	日
検 査 年 月 日	年	月	日

様式第13号（第10条関係）

様式第13号(第10条関係)

達第 号
年 月 日

様

いすみ市長



補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあったいすみ市家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

補助金交付確定額

円

様式第14号 (第11条関係)

様式第14号(第11条関係)

補助金交付請求書

年 月 日

いすみ市長 様

請求者 住所
氏名 (印)
電話 ()

年 月 日付け 達第 号で額の確定のあった 年度いすみ市家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、いすみ市家庭用小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金交付確定額 円
- 2 補助金交付請求額 円
- 3 振込先

銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店	金融機関				
	支店	コード				
	支所	店舗コード				
	出張所	種別	1 普通	2 当座		
口座名義人	フリガナ					
	氏名					
	口座番号					